

教職員の懲戒処分について

1 職員の所属・職階・年齢等

東かがわ市立引田小学校 教諭 六車 樹 47歳 男

2 発令内容

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月27日

4 発令理由

令和7年11月1日（土）午後5時41分頃、さぬき市内の道路において、酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、普通乗用自動車（軽四）を運転したもの

また、同日、さぬき市内の信号機のある交差点において、信号待ちをしていた乗用車に追突したもの

このような行為は、地方公務員法第29条第1項第1号＜法令等違反＞及び第3号＜全体の奉仕者たるにふさわしくない非行＞の規定に該当すると判断したため

5 退職手当の支給制限

懲戒免職を行う上記職員に対し、香川県職員退職手当条例第10条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しない。